

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	1243
◇ 告 示	
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	1248
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	1250
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】	1251
○ 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】	1252
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】	1253
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局事務分掌規程及び北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	1254
◇ 人事委員会	
○ 職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】	1255

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

第2夜間・休日急患センターを開設することに伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成25年5月7日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第39号

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条保健福祉局保健医療部第2夜間・休日急患センター準備室の項を削る。

第3条保健福祉局保健医療部保健医療課保健医療係の項第5号中「第2夜間・休日急患センター準備室」を「第2夜間・休日急患センター」に改め、同条保健福祉局保健医療部第2夜間・休日急患センター準備室の項を削る。

第5条第6項中「、看護師長(第2夜間・休日急患センター準備室に限る。)」を削る。

第7条中「、第2夜間・休日急患センター準備室長」を削る。

第8条第4項中「、第2夜間・休日急患センター準備室長」を削り、同条第5項中「(第2夜間・休日急患センター準備室次長を含む。)」を削る。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「夜間・休日急患センター」の次に「、第2夜間・休日急患センター」を加え、同条第3項中「夜間・休日急患センター」の次に「及び第2夜間・休日急患センター」を加える。

別表第1の財政局北九州市西部市税事務所の項中「北九州市八幡西区筒井町15番1号」を「北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号」に改め、同表の保健福祉局保健医療部の項中

北九州市 立夜間・ 休日急患 センター	北九州市小 倉北区馬借 一丁目7番 1号	第3類	所長	を
------------------------------	-------------------------------	-----	----	---

北九州市 立夜間・ 休日急患 センター	北九州市小 倉北区馬借 一丁目7番 1号	第3類	所長
北九州市 立第2夜 間・休日 急患セン ター	北九州市八 幡西区黒崎 三丁目15 番3号	第3類	所長

に

改め、同表の建設局北九州市西部整備事務所の項中「北九州市八幡西区西曲里町2番1号」を「北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号」に改める。

別表第2の夜間・休日急患センターの項中「夜間・休日急患センター」を「夜間・休日急患センター  
第2夜間・休日急患センター」に改め、同項第5号及び第6号中「関すること」の次に「（夜間・休日急患センターに限る。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年5月7日から施行する。

（北九州市会計規則の一部改正）

- 2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

保健福 祉局	保健医 療部	第2夜間・休 日急患センタ ー準備室	第2夜間・休日 急患センター準 備室長	を
-----------	-----------	--------------------------	---------------------------	---

第2夜間・休日急患センター	第2夜間・休日 急患センター所	に
---------------	--------------------	---

	長		
--	---	--	--

改める。

(北九州市公印規則の一部改正)

3 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の項中

「	夜間・ 休日急 患セン ター専 用北九 州市長 印		1 3	市長名をもってす る夜間・休日急患 センターにおける 公文書用	夜間・休 日急患セ ンター所 長	夜間・休 日急患セ ンター	を		」
---	---	--	-----	--	---------------------------	---------------------	---	--	---

「	夜間・ 休日急 患セン ター専 用北九 州市長 印		1 3	市長名をもってす る夜間・休日急患 センターにおける 公文書用	夜間・休 日急患セ ンター所 長	夜間・休 日急患セ ンター			に
	第2夜 間・休 日急患 センタ ー専用 北九州 市長印			市長名をもってす る第2夜間・休日 急患センターにお ける公文書用	第2夜間 ・休日急 患センタ ー所長	第2夜間 ・休日急 患センタ ー			」

改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

4 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の保健福祉局保健医療部の項中

		D	午後 4時 30 分	翌日 午前 9時 30 分	勤務時間 中に1時 間30分 とし、そ の時限は 所属長が 定める。			を
--	--	---	---------------------	---------------------------	--	--	--	---

		D	午後 4時 30 分	翌日 午前 9時 30 分	勤務時間 中に1時 間30分 とし、そ の時限は 所属長が 定める。			
第2夜間・ 休日急患セ ンター	一般事 務員		午前 8時 30 分	午後 5時 15 分	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4週間 を通じ 8日所 属長の 指定す る日		
	看護師	A	午後 8時 30 分	午後 5時 15 分	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める	4週間 を通じ 8日所 属長の 指定す る日	区分 の指 定は 、所 属長 が行	に

							う。
		B	午後 3時 45 分	翌日 午前 0時 30 分			

改める。

北九州市告示第200号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月1日

北九州市長 北橋健治

2 外郭施設の防波堤・防砂堤・突堤の表の洞海の項中

一文字船だまり2号防波堤	戸畑区銀座二丁目地先	17.40	を
新川防波堤	戸畑区銀座二丁目地先	172.00	

一文字船だまり2号防波堤	戸畑区銀座二丁目地先	17.40	に
一文字第2船だまり1号防波堤	戸畑区銀座二丁目地先	121.00	
一文字第2船だまり2号防波堤	戸畑区銀座二丁目地先	43.50	
新川防波堤	戸畑区銀座二丁目地先	172.00	

改める。

3 係留施設の物揚場・船揚場の表の洞海の項中

一文字物揚場	戸畑区銀座二丁目	150.89	-3.0	1.0	を
一文字船揚場	戸畑区銀座二丁目	10.00	-2.5	0.5	

一文字物揚場	戸畑区銀座二丁目	150.89	-3.0	1.0	に
一文字2号物揚場	戸畑区銀座二丁目	133.70	-3.0	0.5	
一文字船揚場	戸畑区銀座二丁目	10.00	-2.5	0.5	

改め、小型船係留施設の表の洞海の項中



一文字小型船係留施設	戸畑区銀座二丁目～ 銀座二丁目地先	182.30
松ヶ島小型船係留施設	八幡東区大字枝光	273.61

を

一文字小型船係留施設	戸畑区銀座二丁目～ 銀座二丁目地先	182.30
一文字第2小型船係留施設	戸畑区銀座二丁目～ 銀座二丁目地先	108.70
松ヶ島小型船係留施設	八幡東区大字枝光	273.61

に

改める。

5 航行補助施設の航行安全施設の表の洞海の項中

藤ノ木灯浮標	若松区藤ノ木一丁目地先	2	灯浮標
--------	-------------	---	-----

を

一文字第2船だまり1号 防波堤標識灯	戸畑区銀座二丁目地先	2	標識灯
一文字第2船だまり2号 防波堤標識灯	戸畑区銀座二丁目地先	1	標識灯
藤ノ木灯浮標	若松区藤ノ木一丁目地先	2	灯浮標

に

改める。

北九州市公告第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成25年5月1日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区大字笹田818番 2	福岡県直方市大字上頓野2426 番地1 江島大悟

北九州市公告第299号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4759	北九州市立朽網臨空緑地	北九州市小倉南区 大字朽網	北九州市小倉南区 大字朽網の一部

2 供用開始の期日

平成25年5月1日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第300号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月1日

北九州市長 北橋 健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
4682	北九州市立永犬丸中央公園	北九州市八幡西区 北筑一丁目8番、 北筑二丁目20番 及び八枝四丁目1番	北九州市八幡西区 北筑一丁目8番、 北筑二丁目20番 及び八枝四丁目1番の一部

2 変更の期日

平成25年5月1日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 5 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第 1 条 北九州市副市長以下専決規程(昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の課長の欄中「第 2 夜間・休日急患センター準備室長」を削る。

別表第 3 の 8 の表の局長の項第 6 号中「第 2 夜間・休日急患センター準備室」を「第 2 夜間・休日急患センター」に改め、同表の第 2 夜間・休日急患センター準備室長の項を削る。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第 2 条 北九州市事業所長等専決規程(昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 0 の表中「夜間・休日急患センター」の次に「及び第 2 夜間・休日急患センター」を加え、同表の所長の項第 3 号を削る。

付 則

この訓令は、平成 2 5 年 5 月 7 日から施行する。

北九州市病院局管理規程第4号

北九州市病院局事務分掌規程及び北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 5月 1日

北九州市病院局長 江 本 均

北九州市病院局事務分掌規程及び北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市病院局事務分掌規程(昭和42年北九州市病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条八幡病院事務局経営企画課の項中「救急事務係」を削る。

第2条事務局経営企画課救急事務係(八幡病院に限る。)の項を削る。

(北九州市病院局職員就業規程の一部改正)

第2条 北九州市病院局職員就業規程(昭和43年北九州市病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の<sup>医療センター</sup>  
八幡病院の項中「第2夜間・休日急患センター」を「小児救急センター」に改める。

付 則

この規程は、平成25年5月7日から施行する。

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月1日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任に関する規則（昭和43年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1) 行政職の表の <sup>一般事務員</sup> <sub>一般技術員</sub> の項4等級の欄中「第2夜間・

休日急患センター準備室次長」を「第2夜間・休日急患センター次長」に改め、同項5等級の欄中「第2夜間・休日急患センター準備室長」を「第2夜間・休日急患センター所長」に改める。

別表第1の(5) 保健看護職の表の <sup>保健師</sup> <sub>助産師</sub> <sub>看護師</sub> の項4等級の欄中「第2夜間・

休日急患センター準備室看護師長」を「第2夜間・休日急患センター看護師長」に改める。

付 則

この規則は、平成25年5月7日から施行する。